

公の施設の指定管理者制度 導入に係る基本方針

土 浦 市

はじめに

地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入された。指定管理者制度は、現行の「管理委託制度」に代わり、公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人等に行わせる制度で、公の施設の管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする。

本方針は、平成17年8月に指定管理者制度の円滑な導入と指定管理者による公の施設の適正な管理の実施を目的として、同制度の導入スケジュール、指定管理者の選定手続、指定管理者による管理業務の実施方法等を定めたが、今後、公の施設を所管する課等が指定管理者制度を導入するに当たり、検討する際の判断基準等について、基本的な考え方やスケジュールを新たに加えるため改定を行うものとする。

1 指定管理者制度移行への対応

(1) 制度を導入するに当たっての基本的な考え方

全ての公の施設について、外部化の検討対象として管理のあり方についての検証を行い、市民サービスの向上や経費の節減等が図れる施設については、公共施設の適正かつ効率的な管理を行うため、積極的な指定管理者制度の移行を図るものとする。

なお、指定管理者制度の導入を検討するに当たっては、制度の目的を踏まえつつ、当該施設の設置目的、態様、性格等を改めて確認するとともに、市の施策との整合を図る必要がある。

(2) 指定管理者制度導入の基本スケジュール（新年度当初からの導入を原則として）

① 施設設置条例の制定・改正（9月定例議会）

○関係条例案の提出

- ・各施設に係る「設管条例の一部改正」（「指定管理者による管理を行う旨及び指定管理者が行う業務の範囲等」を規定）

② 指定管理者の募集（10月から）

○指定管理者の公募

- ・指定管理者の公募（募集要項の公表）
- ・法人その他の団体（以下「法人等」という。）からの申請書（事業計画書）の提出

③ 指定管理者候補者の選定（11月から）

○指定管理者候補者の選定

- ・指定管理者候補者の選定（選定委員会の開催）
- ・指定管理者候補者と仮協定の締結

④ 指定管理者の指定及び債務負担行為の議案の議決（12月定例議会）

○指定管理者の指定に係る議案の提出

- ・指定管理者名及び指定期間の議決

○債務負担行為の議案の提出

- ・市が指定期間内に支払う管理経費に係る債務負担行為の議決

⑤ 指定管理者の指定及び協定の締結（1月から）

○指定管理者の指定

- ・指定管理者の指定
- ・指定管理者と協定の締結

⑥ 指定管理者関係予算案の議案の議決（3月定例議会）

- 関係予算案の提出
- ・指定管理委託料等

⑦ 指定管理者管理業務の開始（4月から）

- 指定管理者による公の施設の管理

2 指定管理者候補者の選定手続

指定管理者候補者の選定手続は、次のとおりとする。

（1）公募の原則

民間企業が既に事業展開している分野で、民間の能力の活用により施設の効用を最大限に発揮し、効率的な利用とサービスの向上が期待できる施設については、原則公募により選定することとし、議会の議決を経て指定管理者に指定することとする。

ただし、次の場合その他市長が特に認めるときは、例外として公募によらない候補者を選定できるものとする。

- ① 公募に対し応募がなかった場合や選定の結果、候補者としてふさわしい団体がなかった場合又は指定管理者である団体が継続して管理運営ができない事由が発生するなど、緊急性があり公募を行う期間がない場合
- ② 市が直営で管理運営を行っている施設及び指定管理者を導入している施設のうち、施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況から、特定の法人等を指定管理者とすることが、当該法人等の設立目的及び経緯並びに組織体制の整備状況を勘案して適当であると認められる場合
- ③ 市が直営で管理運営を行っている施設及び指定管理者を導入している施設のうち、地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営している施設の場合

（2）公募の単位

公募は原則として、一の施設ごとに行うものとする。ただし、相互に関連する施設である等のため、複数の施設を一の指定管理者が管理することが効果的・効率的である場合は、当該複数の施設を合わせて公募することができる。

（3）申請者の資格要件

- ① 申請資格
法人等とする。（必要に応じて条件、資格等を定める。）
- ② 法人等の所在地
原則として、主たる事務所が市の区域内に存する法人等とする。ただし、状況に応じて、判断するものとする。

（4）公募の方法

- ① 周知方法
公募は、公告並びに市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。
- ② 公募期間

公募の期間は、原則として1か月確保するものとする。

③ 応募要領の作成

公募においては、施設の管理に必要な事項が記載された応募要領を作成する。要領に記載する主な事項は、次のとおりとする。

ア 施設の名称、規模及び内容

イ 開館時間及び休館日

ウ 指定管理者が行う業務の範囲・業務の実施基準

エ 管理業務において遵守すべき関係法令等

オ 指定管理委託料の額及び利用料金制の有無

カ モニタリング、業務評価、リスク管理及び責任分担に関する事項

キ 指定期間

ク 応募資格及び事業計画書その他必要な提出書類

ケ 選定方法及び選定基準

コ その他必要な事項（自主事業・収益事業の有無、市が別途委託する業務の有無、前年度において管理に要した経費の内訳、募集窓口、応募期間、説明会の日時、応募方法等）

(5) 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定は、以下のとおり行うものとする。ただし、選定方法について別に定めた場合は、この限りではない。

① 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定は、市が設置する土浦市公の施設の指定管理者候補者選定委員会により行うものとする。選定委員会は、申請者へのヒアリングを行うとともに、関係者等の意見を聴くことができる。

② 選定委員会の役割

選定委員会では、指定管理者候補者の選定を行い、その結果を市長に報告する。市長は、報告に基づき指定管理者候補者を決定する。選定委員会は、要綱により設置する。

③ 選定委員会の組織

選定委員会は、副市長及び施設の管理を所管する部署並びに関係する部長によって組織する。その人数は、10人程度とする。

(6) 指定管理者候補者の選定基準等

① 選定基準

選定基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、必要に応じて、これらに他の基準を加えることができる。

ア 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 施設の効用を最大限発揮するものであること。

ウ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

オ 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

② 選定方法

選定は、別に定める選定基準（参考）を定め、これに基づいて各委員の採点により行うものとする。

③ 選定結果の通知及び情報の公開

所管課は、選定結果を応募者全員に通知するとともに、以下の事項について、市のホームページ等で公開する。

ア 施設名

イ 選定された法人等名

ウ 指定期間

エ 選定基準

オ 選定理由

カ 応募法人等数

3 指定の期間

指定の期間は、管理の効率化と競争性の確保の観点から原則5年間とするものとする。なお、外郭団体とした場合には、当面3年間とし、次回の指定時に再度検討する。

4 指定管理者に行わせる業務の範囲等

(1) 指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者に行わせる業務の範囲は、次のとおりとする。

① 公の施設の事業に関する業務

② 施設等の運営に関する業務

③ 施設の維持管理に関する業務

④ その他の業務

(2) 指定管理者による管理業務の処理

指定管理者は、清掃、警備等の個々の具体的業務を指定管理者から第三者に委託できるものとする。なお、管理に係る業務を一括してさらに第三者に委託することは認められない。

(3) 指定管理者に行わせることができない業務

公の施設の利用に係る処分への不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用許可等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は、指定管理者に行わせることはできない。

(4) 収益事業

指定管理者は、施設の設置目的に反せず、かつ、管理に支障のない場合は、市の承諾を得て、収益事業を行うことができる。

(5) 市が直接実施する業務

市が直接費用を負担し、実施する業務は次のとおりとする。なお、費用は市が負担し、業務の実施を指定管理者に委託することもできる。

- ① 施設、設備等の大規模改修等（原形を変ずる修繕、模様替え、更新等）
- ② 指定管理者及び利用者の責めに帰さない事由により生じた修繕等
- ③ その他市自らが実施することとした業務

5 利用料金制度

（1）利用料金制度の採用

指定管理者の経営努力を促すため並びに指定管理者及び市の会計事務の効率化を図るため、使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度によるものとする。

※「利用料金制度」とは、公の施設の使用料を指定管理者の収入とするもの。指定管理者は、使用料を市の会計に払い込む必要がない。

（2）利用料金の額

利用料金の額は、条例で定める額を上限として、市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

6 指定管理委託料の額

（1）指定管理委託料の支払い

① 定額払い

原則として、指定管理委託料は清算方式とはせず、定額払い方式とするものとする。なお、細目については、施設の実態に応じて、協定で取り決めることとする。

※「定額払い方式」においては、管理経費を企業努力により節減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失となる。また、利用料金制度による場合は、利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益又は損失となる。

※「清算方式」とは、指定管理委託料に不足があれば追給し、余剰があれば返還させる方式をいう。

② 指定管理委託料の増額又は減額

市の求めに応じ、指定管理者が実施する業務を変更した場合及び社会経済情勢の大幅な変動があった場合は、市と指定管理者の協議により指定管理委託料を増額又は減額できるものとする。

（2）指定管理委託料の決定方法

原則として、公募時において、市が指定管理者に支払う指定管理委託料の基準額を示すものとする。申請者は、基準額の範囲内において、申請時に指定管理委託料の額を提示するものとする。

（3）債務負担行為の設定

指定管理者の指定の期間が複数年にわたる場合は、市が負担する管理経費の限度額について、原則として債務負担行為を設定するものとして、指定に係る議案と同一議会において提出するものとする。

7 指定管理者の指定の手続

（1）指定管理者候補者の選定後の手続

指定管理者候補者が選定された後は、次の手順により指定等を行うものとする。

- ア 指定管理者選定委員会で選定された候補者と管理内容の細部について協議し、仮協定を締結する。
- イ 指定管理者に係る議案（公の施設の名称、指定管理者名、指定期間等）を提出する。
- ウ 議会の議決後、指定管理者を指定する。併せて、指定期間全体の「包括協定」を締結する。
- エ 毎年度、事業の実施に係る「年度協定」を締結する。

（2）協定の内容

市が指定管理者と締結する協定の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 包括協定
指定期間、利用許可に関する事項、利用料金に関する事項、減免の取扱いに関する事項、個人情報保護に関する事項、開館時間、休館日等に関する事項、指定の取消しに関する事項、リスク管理、責任分担等に関する事項、モニタリング及び事業評価に関する事項、事業の引継ぎに関する事項
- ② 年度協定の内容
当該年度の事業の実施に関する事項、委託費の支払いに関する事項、事業報告に関する事項、リスク管理、責任分担等に関する事項

8 業務の監視及び評価

（1）事業報告書等の提出

施設の管理状況等を把握するため、次により指定管理者に報告を求めるものとする。なお、必要に応じ、より詳細な事業報告等を求めることができるものとする。

- ① 各年度の事業計画書
- ② 各年度の事業報告書
- ③ 四半期ごとの事業進捗状況報告書

（2）是正等の指示

事業内容に改善が必要と認める場合は、所管課は立入調査、協議の上、指定管理者に対して、業務の改善・是正等の措置を講じるよう指示するものとする。

（3）困難となった場合等の措置

- ① 下記の事由等により事業継続が困難になった場合は、指定管理者の指定を取り消すものとする。
 - ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
 - イ 災害等の当事者の責めに帰すことのできない事由による場合
- ② 上記①のアの事由により生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができるものとする。
- ③ 取消し後の対応
新たな指定管理者による管理が行われるまでの間、個別業務の委託等を行いながら、市が直接管理をするものとする。

9 その他

(1) 公の施設の管理運営を行っている外郭団体等について

今後、公共的団体等が運営している施設について、民間事業者等との競争関係に置かれることから、外郭団体を指定管理者とする場合には、施設の管理コスト（本部経費、一部の委託費用等）などの明確化を図る必要がある。併せて、公共的団体職員の処遇を含め、これまでのノウハウを活かしたさらなる経営改善（コスト削減・市民サービスの質の充実）を図るものとする。

(2) 利用者減免扱い実態の明確化

応募事業者等への正確な情報提供のために、施設において実施されている減免取扱いなどの実態を把握し、恣意性の入らない明確化を図るものとする。（減免基準の制定）

平成17年 8月策定

平成20年10月改訂

平成22年 2月改訂

令和 4年 5月改訂

別表

指定管理者候補者選定評価表（基準案）

評価項目		配点
共通事項		点
1. 法人等に関する事項		点
(1) 法人等全般	1.定款・規約等に同種の業務内容が記載されているか。	点
	2.経済的（経営・収支）に安定しているか。	点
2. 管理運営に関する事項		点
(1) 運営方針	1.「公の施設」の管理運営の考え方が妥当であるか。	点
	2.施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。	点
(2) 管理運営	1.適正な従事者の配置は可能か。	点
	2.休暇・退職等の際の従事者の補充体制は充分か。	点
3. 収支・予算に関する事項		点
(1) 収支全般	1.予算の範囲で行えるか。	点
	2.各年度で経費の節減等の工夫はあるか。	点
個別事項		点
1. 法人等に関する事項		点
(1) 法人等全般	1.同種の施設管理業務の実績があるか。	点
2. 管理運営に関する事項		点
(1) 管理	1.事故、緊急時の対応を考えている。	点
(2) 運営	1.市民の平等な利用の確保について考えているか。	点
	2.現在まで、自主事業を行ったことがあるか。	点
	3.地域交流の拠点としてどのような事業展開を考えているか。	点
	4.利用者へのどのようなサービスを考えているか。	点
	5.ホール・セールスに結びつく事業展開を考えているか。	点
	6.市内類似施設との連携を考えているか。	点
	7.利用者等の要望を把握し、運営の改善を行う方策を考えているか。	点
	8.利用者の苦情受付や対応を考えているか。	点

※ 施設の業務特性等に応じて、適時項目の加除を行うものとする。